

## 広島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、広島市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 広島市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減し、併せて他の図書資料の購入費に充当することにより図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

（※雑誌購入費を負担する民間事業者等を以下「雑誌スポンサー」という。）

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

### (雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他館長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 雑誌スポンサーが、「広島市広告掲載基準」第2条に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

3 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「広島市広告掲載要綱」第5条、「広島市広告掲載基準」第3条に該当するものは、対象としない。

### (広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。年度の途中からは、図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島市立中央図書館条例施行規則（昭和49年10月23日 教育委員会規則第16号）第3条の規定により図書館が臨時に休館した場合であって、雑誌スポンサーの責めに帰さない事由により雑誌スポンサーから提供された雑誌を利用者に閲覧させられない場合において、図書館は臨時に休館した年度の翌年度に限り、4月1日から臨時に休館した月数（30日を1か月とし、端数が10日を超えた場合は1か月とみなす。）に相当する月数が経過するまで、雑誌スポンサーに当該雑誌の購入費を負担させることなく広告を掲出することができる。ただし、当該雑誌の刊行頻度が1か月を超える場合は、対象としない。

3 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

### (雑誌スポンサーの申込)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、広島市立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）が別に定

める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議する。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、広島市立図書館雑誌スポンサー・広告審査会(以下「審査会」という)を設置することとし、その事務局を中央図書館事業課に置く。

2 審査会の委員長に中央図書館長、委員に副館長、事業課長、事業課館内サービス係長、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員が一堂に会することが困難な場合は、持回りにより、審議を行うことができる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

4 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

附則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。